

資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト

I. 経営陣による資産査定管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- 資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、預金者の預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、金融機関自らが行う資産査定を自己査定という。自己査定は、金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。また、償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積ることである。
- 金融機関における資産査定管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- 検査官は、①内部規程・組織体制の整備、②評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、資産査定管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- II. 以降のチェック項目の検証において個別の問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 内部規程・組織体制の整備

①【基準の整備・周知】

- 取締役会は、自己査定を適切かつ正確に行うための取決めを明確に定めた基準（以下「自己査定基準」という。）及び償却・引当を適切かつ正確に行うための取決めを明確に定めた基準（以下「償却・引当基準」という。）を資産査定管理部門¹の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。
- 取締役会は、自己査定基準及び償却・引当基準について、コンプライアンス統括

¹ 資産査定管理部門とは、自己査定を管理する部門（自己査定管理部門）及び償却・引当を管理する部門（償却・引当管理部門）のことをいう。

部門及び内部監査部門等の意見を踏まえた上で承認しているか。

②【資産査定管理態勢の整備】

取締役会等は、自己査定基準及び償却・引当基準に則り、資産査定管理部門の設置等、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。²

(i) 自己査定管理態勢について

イ. 取締役会等は、自己査定の実施について、例えば以下のように、営業関連部門³に対して十分な牽制機能が発揮され、自己査定を適切に実施する態勢を整備しているか。

- ・ 営業店及び本部営業部門において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部門において第二次の査定を実施した上で、営業関連部門から独立した部門がその適切性の検証を行う方法
- ・ 営業関連部門の協力の下に営業関連部門から独立した部門が自己査定を実施する方法 等

ロ. 取締役会等は、自己査定管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

ハ. 取締役会等は、自己査定管理部門等⁴に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。⁵

ニ. 取締役会等は、会計監査人の監査等において、自己査定の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存させているか。

(ii) 償却・引当管理態勢について

イ. 取締役会等は、償却・引当額の算定について、例えば以下のように、自己査定の実施部門及び決算関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、償却・引当額の算定を適切に実施する態勢を整備しているか。

- ・ 自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、決算関連部門において一般貸倒引当金の算定を行った上で、営業関連部門及び決算関連部門から独立した部門がその適切性の検証を行う方法

² 資産査定管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が資産査定管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が資産査定管理を担当する場合等）には、当該金融機関の規模・特性等に応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

³ 営業関連部門とは、営業店及び本部営業部門並びに本部貸出承認部門のことをいう。

⁴ 自己査定管理部門等とは、自己査定管理部門、営業関連部門から独立した自己査定の実施部門、営業関連部門から独立した自己査定の検証部門等、金融機関の規模・特性に応じて設置された、自己査定を適切に実施するための機能を担う部門のことをいう。

⁵ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・

- ・ 営業関連部門の協力の下に営業関連部門及び決算関連部門から独立した部門が個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金の算定を行う方法 等
 - ロ. 取締役会は、償却・引当管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
 - ハ. 取締役会等は、償却・引当管理部門等⁶に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。⁷
- ニ. 取締役会等は、会計監査人の監査等において、償却・引当の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存させているか。

③【第一次査定部門及び第二次査定部門における資産査定管理態勢の整備】

取締役会等は、第一次査定部門及び第二次査定部門に、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知し、遵守させる態勢を整備しているか。例えば、管理者に第一次査定部門及び第二次査定部門が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

④【取締役会及び取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会及び取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、定期的に又は必要に応じて随時、状況の報告を受け、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会及び取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑤【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で、管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁸

⑥【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門に、資産査定管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁹ 例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

⁶ 償却・引当管理部門等とは、償却・引当管理部門、営業関連部門及び決算関連部門から独立した償却・引当の算定部門、営業関連部門及び決算関連部門から独立した償却・引当の検証部門等、金融機関の規模・特性に応じて設置された、償却・引当を適切に実施するための機能を担う部門のことをいう。

⁷ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、利益相反等の問題を生じない合理的なものとなっているか否かを検証する。

⁸ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

⁹ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

- (i) 自己査定に係る内部監査実施要領
 - ・ 自己査定管理態勢の整備状況
 - ・ 自己査定管理プロセスの適切性
 - ・ 自己査定結果の正確性
 - ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況
- (ii) 償却・引当に係る内部監査実施要領
 - ・ 自己査定を踏まえた償却・引当態勢の整備状況
 - ・ 自己査定結果を踏まえた償却・引当計上プロセスの適切性
 - ・ 償却・引当結果の適切性（引当率の適切性、引当額等の総額の適切性、過年度における引当額等の適切性等の検証を含むことが望ましい）
 - ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑦【基準・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、資産査定管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、自己査定基準及び償却・引当基準並びに組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【資産査定管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての資産査定管理の状況に関する情報に基づき、資産査定管理の状況を的確に分析し、資産査定管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、資産査定管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会及び取締役会等は、上記2.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、資産査定管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 管理者による資産査定管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及び資産査定管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ II. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをI. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否かを確認する。

1. 管理者及び資産査定管理部門の役割・責任

①【自己査定基準及び償却・引当基準の整備・周知】

管理者は、資産査定管理の重要性を十分に理解したうえで自己査定基準及び償却・引当基準を策定しているか。自己査定基準及び償却・引当基準は、取締役会の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

②【自己査定基準及び償却・引当基準の内容】

(i) 自己査定基準の検証

イ. 自己査定基準は、関係法令、本チェックリスト（別表1を含む）に定める枠組みに沿ったものとなっており、明確かつ妥当なものとなっているか。また、自己査定基準には、特に以下の事項について明確な記載がなされ、必要な手続きを網羅し、適切に規定されているか。

- ・ 自己査定の対象となる資産の範囲
- ・ 自己査定管理態勢
- ・ 自己査定の実施基準
- ・ その運用に係る責任体制

なお、金融機関の自己査定基準の中の個別のルール（例えば、担保評価ルールや有価証券の簡易な査定ルール）を定めている場合、その内容が合理的・整合的で、当該枠組みとの相違が十分に説明可能なものとなっているか。

ロ. 自己査定基準の基本的な考え方を一貫し、かつ継続的なものとしているか。また、自己査定基準の基本的な考え方を変更する場合には、その変更は合理的で正当な理由によるものか。

(ii) 償却・引当基準の検証

イ. 償却・引当基準は、関係法令、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び

本チェックリスト（別表2を含む）に定める枠組みに沿ったものとなっており、明確かつ妥当なものとなっているか。また、償却・引当基準には、特に以下の事項について明確な記載がなされ、必要な手続きを網羅し、適切に規定されているか。

- ・ 償却・引当の対象となる資産の範囲
- ・ 償却・引当管理態勢
- ・ 償却・引当額の算定基準
- ・ その運用に係る責任体制

なお、金融機関の償却・引当の個別のルール（例えば、信用格付に基づく引当率の算定ルール、業種別、地域別等の引当率の算定ルール）を定めている場合、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が適切に見積もられるなど、その内容は合理的・整合的で、当該枠組みとの相違は十分に説明可能なものとなっているか。

ロ. 償却・引当基準の基本的な考え方を一貫し、かつ継続的なものとしているか。また、償却・引当基準の基本的な考え方を変更する場合には、その変更は合理的で正当な理由によるものか。

③【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、自己査定基準及び償却・引当基準に基づき適切な自己査定及び償却・引当を行うため、自己査定及び償却・引当管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- (ii) 管理者は、自己査定及び償却・引当の実施の適正を確保するために、自己査定基準及び償却・引当基準にそれぞれ則り、具体的かつ合理的な内容の業務細則（自己査定マニュアル及び償却・引当マニュアル）を策定しているか。
- (iii) 管理者は、自己査定及び償却・引当を適切かつ正確に行うため、信頼度の高いシステム¹⁰を整備しているか。
- (iv) 管理者は、自己査定及び償却・引当を適切かつ正確に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (v) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会及び取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会及び取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【基準及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に自己査定管理部門及び償却・引当管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、自己査定管理態勢及び償却・引当管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて自己査

¹⁰ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

定基準及び償却・引当基準並びに組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

Ⅲ. 自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性

【検証ポイント】

- 本章においては、自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- 自己査定結果の正確性の検証過程において、自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果の取締役会への報告状況、自己査定体制の整備等の状況等の内部監査、監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。
- 償却・引当結果の適切性の検証過程において、償却・引当体制の整備等の状況、償却・引当結果の取締役会への報告状況、償却・引当体制の整備等の状況等の内部監査、監査役及び会計監査人による監査状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。
- Ⅲ. の各チェック項目の検証において個別の問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性

①【自己査定結果の正確性】

- (i) 別表1に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているか。
- (ii) 自己査定結果が不適切又は不正確であると認められる場合には、問題の原因(例えば、自己査定基準に起因するものか、自己査定の実施に起因するものかなど)の把握・分析や必要な改善策の検討・実施が適時適切に行われているか。
- (iii) 第一次査定部門及び第二次査定部門等の自己査定実施部門に関し、必要な教育・指導が行われているか。

②【償却・引当結果の適切性】

- (i) 別表2に掲げる方法により、実際の償却・引当額の算定が償却・引当基準に則って適切に行われているか。
- (ii) 償却・引当結果が不適切又は不正確であると認められる場合には、問題の原因(例えば、償却・引当基準に起因するものか、償却・引当額の算定の運用に起因するものかなど)の把握・分析や必要な改善策の検討・実施が適時適切に行われているか。
- (iii) 償却・引当額の算定を行う部門等に対して、必要な教育・指導が行われているか。

